

広告取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県国際交流協会（以下「協会」という。）が発行又は運営する発行物（機関誌「いわて国際交流」、情報誌「jien go」、冊子等をいう。）及びホームページ（以下「発行物等」という。）に企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲と対象)

第2条 発行物等に広告を掲載するに当たっては、協会の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (9) 比較広告
- (10) 個人の名刺広告
- (11) その他協会の目的又は事業等に照らし広告を掲載することが適当でないと思われるもの

(広告の規格等)

第3条 広告掲載の規格等は、次のとおりとする。

(1) 機関誌「いわて国際交流」

ア 大きさ

1 枠は概ね左右 87mm×天地 51mm とし、複数枠を用いること（例えば、概ね左右 179mm×天地 51mm、概ね左右 179mm×天地 108mm、概ね左右 179mm×天地 273mm 等）も可能である。

イ 色 原則として1色

(2) 情報紙「jien go」

ア 大きさ

1 枠は概ね左右 62mm×天地 39mm とし、複数枠を用いること（例えば、概ね左右 141mm×天地 39mm など）も可能である。

イ 色 原則として1色

(3) 冊子

冊子の仕様を勘案して、理事長が別に定める。

(4) ホームページ

ア 大きさ 概ね 左右 180 ピクセル×天地 70 ピクセル

イ 形式 静止した gif 又は jpeg の拡張子を持つバナーファイルを協会の TOP ページに設置し、広告主のホームページへのリンクを張る。

ウ データ容量 概ね 12KB 以下

エ 広告掲載期間 1ヶ月単位（当該月 1 日から当該月の末日までとする。）とし、最長で 12 ヶ月継続することができる。

(広告掲載料金)

第 4 条 広告掲載の料金は、次のとおりとする。

(1) 機関誌「いわて国際交流」

1 枠 3,000 円（消費税込）

(2) 情報紙「jien go」

1 枠 3,000 円（消費税込）

(3) 冊子

冊子の仕様を勘案して、理事長が別に定める。

(4) ホームページ

1 枠 1 ヶ月につき 5,000 円（消費税込）とし、3 ヶ月以上継続する場合は、3 ヶ月目は 5 パーセントの割引率を、4 ヶ月目は 10 パーセントの割引率を、5 ヶ月目は 15 パーセントの割引率を、6 ヶ月目は 20 パーセントの割引率を、7 ヶ月目は 25 パーセントの割引率を、8 ヶ月目は 30 パーセントの割引率を、9 ヶ月目は 35 パーセントの割引率を、10 ヶ月目は 40 パーセントの割引率を、11 ヶ月目は 45 パーセントの割引率を、12 ヶ月目は 50 パーセントの割引率を適用する。

2 広告掲載の料金の算出に当たっては、協会に寄附を行った者及び協会の賛助会員に対して、賛助会員の年会費以上の額の寄附を行った日から 1 年間又は賛助会員の有効期間に限り、30 パーセントの割引率を適用する。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書により協会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 6 条 協会は、申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 7 条 広告主は、広告原稿を協会が指定する方法により作成し、指定する期日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告主は、協会が指定する方法により、指定する期日までに広告掲載料を協会に納付しなければならない。

(広告主の責務)

第 9 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証する

ものとする。

- 3 第三者から、広告に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告内容が第2条第2項に該当することが判明したとき。
- (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事情により、広告掲載を中止したときは、この限りでない。

(補則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。